

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サイバーコム株式会社	コード	3852
提出日	2020/2/27	異動(予定)日	2020/3/19
独立役員届出書の提出理由	第42回定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	堀田 憲司	社外取締役	○														○		有
2	三角 恒明	社外取締役				△												新任	
3	星野 幸広	社外監査役				△													
4	工藤 道弘	社外監査役	○														○		有
5	大堀健太郎	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役の堀田憲司氏は株式会社神奈川新聞社の代表取締役社長でありましたが、当社とは現在及び過去においても取引は無く、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。	社外取締役の堀田憲司氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外取締役として公正かつ客観的な立場で適切な監督・助言をいただいております。また、同氏は左記記載のとおり独立性について特段の問題は無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いものと判断したため、独立役員として指定しております。
2	三角 恒明氏は、当社の親会社である富士ソフトエーピー株式会社(現:富士ソフト株式会社)において、専務取締役等を歴任しております。現在、当社と同社との間には、ソフトウェア開発等における以下の取引関係がございますが、同社との取引条件及びその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れは無いと判断しております。 また、同氏は現在当社の兄弟会社であるアイデア・コンサルティング株式会社の役員でもあります。当社との間には2016年4月まで取引関係がございましたが現在はございません。 さらに、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。 ◆富士ソフト株式会社 売上高:4億46百万円(2019年12月期末実績) 売上構成比:3.2%	三角 恒明氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外取締役として公正かつ客観的な立場で当社の事業運営への適切な監督・助言をいただけるものと判断し招聘しております。
3	星野幸広氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社の業務執行者でありました。現在、同社との間には、以下の取引関係がございますが、同社との取引条件及びその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れは無いと判断しております。 なお、同氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。 ◆富士ソフト株式会社 売上高:4億46百万円(2019年12月期末実績) 売上構成比:3.2%	星野幸広氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社において法務及び監査部門の責任者を歴任され専門的な知識・経験を有しております。その経験を当社の監査体制に活かし社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。
4	社外監査役の大堀健太郎氏は、現在工藤公認会計士事務所代表及び株式会社ハイテックコーポレーション、株式会社デジタルファクトリー、株式会社創夢、栄伸パートナーズ株式会社の5社を兼任(うち監査役の兼任4社)しております。株式会社創夢以外の4社とは現在及び過去において取引はございません。株式会社創夢とは2007年に受注取引がございましたが、現在取引はございません。また、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。	社外監査役の大堀健太郎氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、これまで培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かし社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。また、同氏は左記記載のとおり独立性について特段の問題は無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いものと判断したため、独立役員として指定しております。
5	社外監査役の大堀健太郎氏は、現在ライツ法律特許事務所のパートナー弁護士として所属しておりますが、同事務所とは現在及び過去においても取引は無く、同氏と当社との間にも特別な利害関係はございません。	社外監査役の大堀健太郎氏は、弁護士資格を有しており、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かし社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。また、同氏は左記記載のとおり独立性について特段の問題は無く、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いものと判断したため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、役員候補者指名基準及び独立役員の独立性判断基準を設け、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと等を考慮しております。なお、上記基準は、当社ウェブサイト(https://www.cy-com.co.jp/)に掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に記載しております。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。